

(案)

## 平和憲法の理念を堅持し、平和安全法制関連法案の更なる 慎重審議を求める意見書

日本国憲法は、大きな犠牲を払った先の大戦後、永遠に不戦を誓い、国家と国民の幸福を願って生まれた世界に類をみない平和憲法である。

わが国は、憲法9条のもとで専守防衛を基本とする立場を堅持してきたがゆえに、戦後70年の此の方、武力紛争に巻き込まれることはなかった。

昨今の国際情勢の変化の中で、世界の安全保障に関する日本の役割と国際貢献の在り方が問われていることは確かである。

しかし、今、国会で議論されている平和安全法制の関連法案は、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、隙間のない安全保障体制を整備することが目的とされているが、政府の対応と国会の議論を見ている限り、国民に対する十分な説明が果たされているとは言い難い状況である。

とりわけ、先の大戦で悲惨な地上戦を体験し、平和を求める思いがどこよりも強い沖縄県民に対し、今回の法案についての不安を十分に解消できていないのが現状である。

世界情勢をしっかりと分析し、対応することも大事だが、断じて憲法の平和理念から逸脱してはならない。戦後70年の歴史を今一度かみしめ、正しい歴史認識に立った議論を展開すべきである。この様な中で政府は、今国会の会期を9月27日まで延長することに決めた。これは、戦後最大の会期延長となる。当然ながら、国民の理解を得るために、より丁寧で、真摯かつ謙虚な姿勢で臨むべきである。

よって、本市議会は、平和を求め、市民・県民の生命と財産を守るためにも、世界に誇る平和憲法の理念を堅持し、平和国家としての役割を果たすためにも、「平和安全法制関連法案」の更なる慎重審議を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年（2015年）7月8日（※否決されました。）

那 覇 市 議 会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、  
防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長、沖縄担当大使